「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、平成31年4月から、制度の導入が努力義務化されています。

<u>このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。</u>

課題別にみる助成金の活用事例

企業の 課題 インターバル制度を 導入するために、新 たに機械・設備を導 入して、生産性を向 上させたい!

始業・終業時刻を手 書きで記録している が、管理上のミスが 多い! インターバル制度を 導入するために、業 務上の無駄な作業を 見直したい!

助成金 による 取組

労働能率を増進する ために設備・機器等 を導入

労務管理用機器や、 ソフトウェアを導入 外部の専門家による コンサルティングを

改善の 結果



新たな機器・設備を 導入して使用したと ころ、実際に時間当 たりの生産性が向上 した。



記録方法を台帳から ICカードに切り替え たことで、始業・終 業時刻を正確に管理 できるようになった



実施

専門家のアドバイス で業務内容を抜本的 に見直すことができ た。

勤務間インターバルの導入により、労働時間等の設定改善を推進!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する

都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 にお尋ねください。

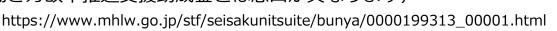
【本コースを今年度活用される事業主、またはこれまで支給を受けた事業主の方へ】

▶ 働き方改革に取り組む上で、人材の確保が必要な中小企業事業主の皆様を支援する 人材確保等支援助成金(働き方改革支援コース)が創設されています。

本コースの支給を受けた事業主が、助成の対象事業主となります。

詳細は以下のHPをご参照ください

(働き方改革推進支援助成金とは窓口が異なります)





勤務間インターバル導入コースの助成内容

対象事業主

- 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小 企業事業主(※1)であり、全ての対象事 業場について、原則として下記に該当する こと。
 - ・36協定を締結している
 - ・年5日の年次有給休暇の取得に向けて 就業規則等を整備している
- 次のいずれかに該当する事業場を有すること。
- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
- ② 既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- ③ 既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

(※1) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者	
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下	
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
卸売業	1 億円以下	100人以下	
その他の業種	3 億円以下	300人以下	

支給対象となる取組 ~いずれか1つ以上を実施すること~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・ 更新(※3)
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新(※3)
- ® 労働能率の増進に資する設備・機器等 の導入・更新(※3)
- (※2) 研修には、業務研修も含みます。
- (※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

- ●<u>新規導入【対象事業主2.①に該当する場合】</u> 新規に所属労働者の半数を超える労働者を対 象とする勤務間インターバルを導入すること。
- ●<u>適用範囲の拡大【対象事業主2.②に該当する場合】</u> 対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半 数を超える労働者を対象とすること
- ●時間延長【対象事業主2.③に該当する場合】 所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休息時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。
- 上記の成果目標に加えて、<u>指定する労働者の時間当</u>たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。補助率と上限額については、「新規導入」に該当するものがある場合は表1、「適用範囲の拡大」又は「時間延長」のみの場合は表2により、最も短い休息時間数に応じたものになります。

【表1】新規導入に該当するものがある場合

休息時間数(※4)	補助率(※5)	1企業当たりの上限額	
9時間以上 11時間未満	3/4	8 0万円	
11時間以上	3/4	100万円	

【表2】適用範囲の拡大・時間延長のみの場合

休息時間数(※4)	補助率(※5)	1企業当たりの上限額	
9 時間以上 11時間未満	3/4	4 0万円	
11時間以上	3/4	5 0 万円	

- (※4) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。
- (※5) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、「支給対象となる 取組」で⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超え る場合の補助率は4/5となります。

賃金引き上げの達成時の加算額

引き上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3%以上 引き上げ	15万円	30万円	50万円	1 人当たり 5 万円 (上限150万円)
5%以上 引き上げ	24万円	48万円	80万円	1 人当たり 8 万円 (上限 240万円)

利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要 書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均 等部(室)に提出(締切は11月30日(月))



交付決定後、提出し た計画に沿って取組 を実施



労働局に**支給申請** (締切は2月12日(金))

申請書の記載例を掲載している 「申請マニュアル」や「申請様式」は、 こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。 詳しくはこちら(https://jgrants.go.jp/)

